

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業にかかる

指定事業者の募集要項

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「当財団」という。）では、京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業（以下「CF支援事業」という。）を実施するにあたり、下記のとおり当財団の公募により選定、委託し、クラウドファンディングの運営を担う事業者（以下「指定事業者」という。）を募集します。

記

1 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業概要

本事業は、京町家を改修、活用して事業を実施しようとする者（以下「活用事業者」という。）が、インターネットを經由して事業の目的に賛同した投資家をはじめとする不特定多数の者から資金の提供を受けるクラウドファンディングの仕組みを利用し、京町家の改修費用を調達する際に、資金面での支援を行う。

詳細は別添資料「京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業概要」を参照のこと。

2 指定事業者の業務内容

(1) 委託業務

C F 支援事業の企画・運営にかかる業務（当財団からの委託を受け行う業務）

(2) 協力業務

当財団に協力して行うクラウドファンディング運営業務

区分	内容	備考
委託業務	■ C F 支援事業の企画・運営にかかる業務 ・募集支援（説明会の企画・運営、講師派遣） ・広報宣伝（C F 支援事業のために特に必要なもの） ・活用事業者の事業審査支援	当財団との委託契約に基づき実施
協力業務	■ 当財団に協力して行うクラウドファンディング運営業務 ・適正評価調査 ・事業計画の改善支援（分配シミュレーション作成等） ・ファンド組成（匿名組合契約による投資の勧誘） ・ファンド運営（ファンド組成期間中の事業モニタリング・監査等の実施及び投資家への報告）	当財団との協力協定に基づき実施

詳細は別紙「京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業にかかる指定事業者業務仕様書」を参照のこと。

3 業務委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 応募資格

ア 金融商品取引法第2条第2項第5号により有価証券とみなされて同法が適用される権利について、同法第28条第2項に掲げる行為を業として行うことができる者として、同法第29条の登録を受けていること。

イ 自らが提案した企画・運営内容を自ら遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

ウ C F 支援事業に関わるクラウドファンディング運営の基幹部分を担うのに十分な、投資型クラウドファンディングの取扱実績を有していること。

(2) 委託料の支払い

委託業務に関する委託料の支払いについては、当財団と指定事業者との協議により定めた支払い計画により、当財団から支払う。委託料の予算上限額は30万円（税込）となるので、その範囲内で提案書を作成すること。

(3) 協力業務にかかる費用について

協力業務は当財団から支払う委託料の対象業務とはならない。協力業務は、当財団との協力協定及び活用事業者との個別契約に基づき、第二種金融商品取引業者として責任をもって実施するものとする。

協力業務には、CF支援事業において、支援対象として選定した活用事業者に代わって当財団が負担する、クラウドファンディングに必要な初期費用の対象となる業務が含まれる。当財団が負担する初期費用の負担上限額は1事業あたり100万円(税込)であるので、それを留意の上で提案書を作成すること。

(4) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(5) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(6) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(7) 資料の取扱い

当財団が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、当財団の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

5 提出書類及び部数

以下の書類を各正本1部、副本10部提出のこと。

- (1) 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業にかかる提案書(様式1)
- (2) 商業登記簿謄本
- (3) 直近3期分の決算関係書類
- (4) 第二種金融商品取引業の登録を証する書類の写し
- (5) 会社案内・パンフレット(団体の運営体制概要が分かるもの)
- (6) 業務実績(様式自由)
- (7) その他、当財団が指定する書類

6 評価方法

京町家まちづくりクラウドファンディング委員会において、応募のあった事業者の中から、以下の評価基準に基づいて受託候補者を選定。

区分	評価項目	配点
実績	ファンド組成・運営の実績に関する評価点	20
運営体制	従事者の適格性・運営体制に関する評価点	20
委託業務	提案内容の評価点	25
協力業務	提案内容の評価点	25
見積価額	見積価額の評価点	10

7 提出物の提出期限、提出方法

提出期限までに郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出期限

平成28年2月29日（月） 午後5時半必着

(2) 提出先

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（担当 平山）
〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」地下1階

8 その他の留意事項

(1) 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(2) 重複提案の禁止

提案は1事業者につき1つとする。複数の提案は認めない。

(3) 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等が必要な場合には、提案書等の内容を当財団が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

(4) 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 特約事項

提案内容に基づく見積額は、物価の上昇等に正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めない。また、委託契約額は、提案内容等を勘案して決定するため、提案書に記載の見積価額と同じになるとは限らないことに留意すること。

(7) 仕様書

別紙「京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業にかかる指定事業者業務仕様書」は指定事業者の業務全般について記載した仕様書であり、契約時には提案の内容等について協議を行い、改めて仕様書等を作成することに留意すること。

9 契約の締結

受託候補者として選定された提案者と当財団が契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、当財団は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問い合わせ先

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（担当 平山）

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1

「ひと・まち交流館 京都」地下 1 階

電話：075-354-8701 FAX：075-354-8704

電子メール：machi.info@hitomachi-kyoto.jp

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業にかかる指定事業者業務仕様書

1 業務目的

本業務は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「甲」という。）が実施する「京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業」（以下「CF支援事業」という。）を円滑に実施するために、甲が委託し、クラウドファンディングの運営を担う事業者（以下「乙」という。）が必要な企画・運営支援を円滑に実施することを目的とする。

2 仕様

(1) 業務委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(2) 業務内容

ア 委託業務

乙は、次に掲げる事項について、甲との委託契約書に基づき、責任をもって実施するものとする。

- (ア) CF支援事業への応募を広く募集するための、京町家を改修、活用して事業を実施する事業者向け説明会の企画・運營業務（講師派遣を含む。）
- (イ) 全国から投資を募るための効果的な事業PR、広報宣伝のうち、CF支援事業のために特に別途企画し実施する業務（宣伝リーフレットの作成、特設HPの企画・運用等）
- (ウ) CF支援事業への応募を希望する事業者（以下「応募希望者」という。）が実施する事業について、投資対象事業としての適格性、適正性（事業の財務状況、リスク、収支予算等）を専門的な見地から評価した結果を甲に報告する事業審査支援業務

イ 協力業務

乙は、次に掲げる事項について、甲との協力協定及び甲が支援対象として選定した事業者（以下「支援対象者」という。）と乙との個別契約に基づき、責任をもって実施するものとする。

- (ア) 応募希望者が実施する事業について、投資対象事業としての適格性、適正性を専門的な見地から評価し、必要に応じて事業計画の改善支援をする業務
- (イ) 支援対象者が実施する事業の、匿名組合契約、投資、分配の仲介等、投資型クラウドファンディングの適切なファンド組成・運営に必要な業務
- (ウ) 全国から投資を募るための効果的な事業PR、広報宣伝業務
- (エ) 支援対象者の監査等、その他投資型クラウドファンディングの適切な運営に必要な業務

(3) その他

ア 実施体制は、甲と乙の協議が円滑に進む体制とすること

イ 乙は甲からの指示について速やかに対応すること

3 特記事項

(1) 業務の再委託について

ア 乙は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者にも再委託しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

イ 乙は、業務の一部を第三者にも再委託した場合、再委託先に対し、乙の義務と同様の義務を負わせるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(2) 守秘義務について

甲と乙は、お互いに相手方（甲から乙、乙から甲）から提供を受けた文書、写真、口頭などによる情報（以下「秘密情報」という。）を機密に保持するものとし、相手方の事前の承諾なくして、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者にも漏えいしてはならないものとする。

ただし、CF支援事業の目的遂行のために相談が必要となる範囲において、甲がCF支援事業の実施の為に設置する京町家まちづくりクラウドファンディング委員会に諮問する場合又は弁護士・公認会計士等の法律上秘密保持義務を負うものに開示する場合又は裁判所等の公的機関に対して開示義務を負う場合は除く。

また、当該秘密情報には以下のものは含まれないものとする。

ア 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの

イ 相手方から開示されたときに既に保有していたもの

ウ 開示を受けた当事者の故意又は過失を原因とせず公知となったもの

エ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの

(3) 乙の責任

乙は、支援対象者と投資家との仲介役として、投資型クラウドファンディングの募集に向けた環境の整備、匿名組合の存続期間中の運営、終了に至るまで、必要なサービスを提供するものとし、万一当事者間で紛争が発生した場合であっても、甲に対して責任を追及しないこと。